

中世語雜記 (続)

— 思ニハ死ヌ習・かこう・番ヲ折ル —

山内洋一郎

3 思ニハ死ヌ習

動詞「死ぬ」「往ぬ」はいくつかの特性を持っているが、中でも活用の特異性から古代ではナ行変格活用と特立されている。それが今日の共通語の五段活用となる過程は、単なる活用形式の変遷の問題ではなく、「死ぬ」「往ぬ」という動詞で示される事象に対する人々の意識の微妙な変化と深く関わる問題であろうと推測される。その推測を深化するにはもっと時日を要する。ここでは、ナ変動詞の四段化の初期の例について、簡単な報告をしたい。

この問題について私は「朝日新聞」(一九七七年九月二四日、大阪)に短文を載せたので、そのまま次に記すことにする。その折「文法史を交える読み方の相違」と題したのは編集部の筆であって、原稿には「思ニハ死ヌ習」と題したのであった。

言語現象の起り方を見ると、先駆的な例がぼつりぼつりとまず現れ、かなり経ってから大きい動きとなることが多い。その露頭を見いだすのが大事であり、その確認の慎重さも必要である。

その一つ、ナ行変格動詞「死ヌ」が四段活用へ移る現象の初例が鎌倉時代に

命ハ限アリ、思ニハ死ヌ習ナレバヤ(延慶本平家物語)

と唯一つ見えると言われてきた。関西で今も「しぬる時」というそれを「しぬ時」と共通語でいう初例と見るわけである。

だが、これは「しなぬ習」と読むのが良いようである。これは崇徳上皇崩御の後十七年間、後世を弔って過ごされた皇嘉門院を叙した文章である。「思ひには消ゆるもの」(後撰集)のように、深い嘆きに命の絶えるのも確かにあろう。だが、命は天より与えられたもの、歎きを胸に生き永らえるのも世の習いではあるまいか。そのつもりで見れば、この表現は他資料にもあり、批判的口調ではあるが「恥には死なぬもの」というのもあった。「思ひに消ゆる」が「火に消ゆ」をかけた和歌の表現であるのに対し、「思ひに死なぬ」は散文の、そして、実生活上の感慨ではなかっただろうか。

以上のように理解すると、これまでいわれてきたナ変動詞の四段化の先駆的用例が消えてしまう。

この文章は紙数の制約を意識しすぎて、信屈になったようだ。そのためか、わかりにくいという評もあった。そこで、解説的に詳しく述べてみたい。

命ハ限アリ思ニハ死又習ナレハヤ(三本、九十一、ウ)

この例は山田孝雄博士『平家物語の語法』(大正三)で始めて指摘せられ、以後確定的な例として引用せられることがあった。しかし、山田博士自身は「これを以て見るときは連體形は「ヌル」の外に「ヌ」の形もありしに似たり。されど孤證なればなほ類證を得たる場合に論議を譲りこゝには疑を存す」と保留されている。慎重な発言で提示されていたのであった。

『延慶本平家物語』の例文は、もっと長く引かねば意味がよくとれない。

十二月三日皇喜門院失サセ給ヌ。御年六十。是ハ法性寺ノ禪定殿下ノ御娘崇徳院ノ后ニテ御マシキ。院讃岐へ被遷御マシ、時ノ御物思ヒ何計ナリケム。思遣コソ哀ナレ。命ハ限アリ、思ニハ死又習ナレハヤ、即御出家有テ一向後生菩提ノ御營ヨリ外ハ他ノ行マシマサ、リケレハ、院ノ御菩提ノカサリトモナリテ、吾御身ノ得道無疑

(皇嘉門院崩御事)

皇嘉門院のなくなられたのは、崇徳上皇遷流(保元元年、一一五六)より二十五年の後の養和元年のことである。上皇崩御(一一六四)から一七年も思いを懐きつつ後世を弔われたのであった。となると、「いくら悲痛な思いをして死にたいと思っても、それだけでは死ぬことのない世の習い」の意となるだろう。「命は限りあり」も、命ははかなく短い意ではなく、天より与えられた定命があるから、人の意志ではどうにもならない、と解される。出家して、上

皇の後世を弔われたことを、御自身のためにも良いことだったと高く評価したのである。どうやら「死ヌル習」の意とすることは無理のようである。『平家物語』諸本には、手許の僅かのものしか見ていないが、この話、この句に該当するものは見当たらない。

「思ヒニハ死ナヌ習」は、諺とまでは行かなくとも、言い慣わしであろうと思われる。他に一例を見出した。但し「思ひにはしなれぬ」となっている。室町時代も後半に入った大永五年(一五二五)の記事である。

おなじく又

思ひにはしなれぬとなどなげきけん うき為にとてながらふる身を

と道永よめる短冊を見て

三条西実隆『再昌草』三五

あの時は余りに辛くて、「思ひだけでは死ねないものだなあ、もうこの世に生きてはいたくないのに」と歎いたものだったが、どうしてああ思ったのだらう。所詮世の辛さを堪え忍ぶために生き永らえる我身だ(人生はそういうもの)と悟った今は。こういう意味であらう。類似の表現は他にもありそうである。

和歌では「思ひに消ゆ」が「火に消ゆ」と懸けて平安朝より用いられた。「思ヒニ死ナヌ」を和歌的表現にしたものに、

よと共にうき人よりもつれなきは思に消ぬ命なりけり

千五百番歌合十七 有家朝臣

この歌がある。「火」には消えるのが普通であるから、古くは「思ひに消ゆ」と肯定して用いられた。

おもひにはきゆるものぞとしりながら けさしもなに、おきてきつらむ

興風集、後撰集十六

思ひには露の命ぞきえぬべきことの葉にだにかけよかしきみ

後拾遺集二四

散文の例には次のものがある。

誠に物思ひに死にするものとは、この御有様にてぞ見侍りぬ
る。
狭衣物語_{二下}

「思ひに消ゆる」を和歌的表現とのみ前掲の文章で記したため、
「思ひに死なぬ」を散文の実生活上の感慨としたことと対比して、
実生活に基かない文学的表現と解しているのではないかと誤解され
そうである。勿論そう単純に解しているのではなく、重点を「思ひ
に死なぬ」に置いたのである。それを詳しく言えばこうなる。「思
ひに消ゆ（死ぬ）」から「思ひに死なぬ（消えぬ）」へ、屈折した表
現へ移ったのは、戦乱相次ぐ乱世に昨日までの幸福が今日悲歎のど
ん底に変わる痛切な感慨が、世に充滿していたのではないか。いつ
の世も悲しみは常に訪れるが、思いもよらぬ死別、生き残る者への
苛酷な運命、その甚しきは戦乱の世に如くはない。それへの怨嗟が
「思ひに死なぬ」という成句を生んだのではないか。こう述べたか
ったのである。

このようにして『延慶本平家物語』にナ変動詞の四段化した例か
とされたものは消滅した。『蒙求抄』の

始メト云フハ死ヌサキノコトソ（卷六）

舒カ三公テイテ震ヲ呼出スニハ舒ハ死ヌソ（卷一〇）

も、卷六の例の寛永十五年版に「ナ」の傍記があること、文意から
も否定であること、この理由で高羽五郎氏によって否定された（抄
物小系刊行趣意、昭45）。今日の西日本方言で今なお「イヌル・シ
ヌル」と言うことが多いことから見ても、中世の近畿に四段化が行

なわれたとは考えにくいのである。私はまだ確認していないが、日
蓮の文章に四段化例があると言われる。そうだとすれば、そこには
東国方言の性格を考えることができるのではなからうか。

終りに、「恥に死なぬ」について一言しておく。『大日本国語辞
典』に『狭衣物語』_{二下}を引いている。

何事に思ひ慰めてかは、憂きを知らぬ様にて、恥に死にせぬ身
を存へむ、など思し沈めば

もう一例は、ちよつとおもしろい例なので、話の概要を紹介しよ
う。『沙石集』卷六にある。

鎌倉で或る僧、経の一句も暗誦できぬのに、布施だけは欲しい。
懐に台本を忍ばせて、逆修の法座に出たが、いざとなると、どこに
落したやら、こっそり見ようにもとんと見えない。立往生の末、と
うとう高座から引き下ろされてしまったが、それでも布施は取って
帰った。「恥ニハ人ハ死ヌ物ニテ侍リケリ」とは見物人の感想であ
った。

4 かこう

抄物『四河入海』に「カコウ」ということが見える。初めてこ
れを見たときに、私には思い当るところがあった。農山村の生活を
していなければ、ついに知ることのないことばであり、それも、廢
語にならうとしていたことばなのである。一韓智翊は「崎嶇東嶺下
荒徑」についてこう抄している。

或ハ東嶺崎嶇トシテ荒徑ヲ下ル者モアルゾ。嶺ハ日本ニ云フカ
コウト云モノゾ。（二三ノ二）

この隣に万里集九(天下白)も口語の注をしている。

東縵ハサイテキレニ火ヲトホヌヲ云也。

卷二五ノ一にも「カコウ」があり、「東縵方燿燿」の抄として一韓はこう述べている。

東―初焚山往時ハカコウヲシテ行ソ。其火ハ燿燿ノ螢火ホトナソ。東縵ハ本邦ニ云フカコウ也。

東縵については『漢書』駒通伝に引く挿話が「東縵請火」としてよく知られていたようで、『四河入海』卷二三ノ二で、大岳周崇の『翰苑遺芳』がこれを引いている。原漢文によるとこういう話である。田舎の或る主婦が肉を紛失した。姑は疑って主婦を追出してしまふ。主婦は去りゆく途中で平素親しかった老嫗に出あい、訳を話すと、「呼び返すようにしてあげるよ」と彼女は言った。そして、姑の家へ行き、縵を束ねたものに火を請うて、こう言った。「昨夜犬どもがどこからか肉をとってきましてね、喧嘩し殺し合つて死んでしまいました。火をいただいで、煮て処分しましょう。」主婦は直ちに呼び返された。

『漢書』には「縵、乱麻、音於粉反」という師古の注があつて、『漢書列伝竺桃抄』はこれによつて

東縵トハ火ノマタモヘヌサキヲ東縵ト云ソ。縵トハ麻ノ鹿皮ヲ云ソ。其下ノ皮ヲハ布ニスルソ。縵ヲ東テ請レ火ソ。

とし、陽明文庫蔵『黄烏鉢抄』卷十一では、この話を紹介した後に東縵ハ葦ヲ東テ縵タルヤウナル心歟。

と注している。『黄烏鉢抄』に「嫗聞テ、東縵ヲヨル燃シテ来」と松明のようなものに解しているのは誤りであろう。縵は、原漢文によれば、種火を保つものと思われる。前引の『四河入海』卷二三ノ

二の例が臘月(旧曆十二月)の詩の解であるところから見ると、歩行中に暖をとる用途もあったかのようである。縵の実体は、乱麻(漢書師古注)か、古綿(皇侃『論語義疏』、絮亦曰縵)であつただろう。この縵がわが国の「カコウ」に当るといふのである。但し、中国の風習と日本のそれとが全く同じとは言えないだろうから、「カコウ」の理解には、現在の日本での風習を参照する必要がある。

『日本国語大辞典』(小学館)の「かこう」には

〔かかう〕と同じ語か)綿入れの着物。または布類の小切れをいう。四河入海——略——八たけの寝覚草「鹿服(あしききもの)をほろ、小ぎれをかかうといふ」

として、次に方言資料より整理して所在を示している。

① 布類の小ぎれ。八丈島 沖縄島国領

② 田畑の仕事をする時にくすぶらせる虫除け。埼玉県秩父 静岡

県榛原郡 (かこ) 福島県大沼郡本名 静岡県磐田郡 愛知県

北設楽郡振草 (かっこう) 和歌山県日高郡上山路

この②に当るのを私が知っているのである。次に同辞典の関連項目を引用する。

かこ「蚊火」野火で働く時、虫を防ぐために煙を出す火繩、古布を燃(よ)つて作る。岡山県の一部でいう。かび。かんこ。「分

類農村語彙」

かっこ「方言」……

③ ぼろの着物。伊賀

④ ぼろきれ。きれ。奈良県吉野郡

⑤ 布きれなどに火をつけて腰に下げる山仕事用の虫よけ。三重県

阿山郡 奈良県吉野郡十津川村上湯川筋

⑩ 布きれなどに火をつけていぶす猪よけ。奈良県吉野郡天川

かんこ「方言」山野で仕事をする時に蚊やブヨなどを追い払うた

めに布片などをいぶすこと。火攻（かこう）。福井県大野郡

京都府船井郡 大阪府南河内郡

右と同様の意味で「かび（蚊火）」も方言で用いられるが、ことばとしては別系統と思うので、省略する。「火攻」は宛て字。

右の諸項に出てきた地名は、東北・関東・東海・北陸・近畿・中国の広範囲であり、八丈島・沖繩を含めば、全国に分布していることになる。四国地方に存しないかのようにあるが、私の母の郷里である愛媛県上浮穴郡小田町村で実際に使用しているのを、私は思い出すのである。

同地の杉本巖氏（母の義弟）の教示によれば、同地の「カッコ」は次のようである。

用途はブユ（小田町弁ではプト）除けに最も効果がある。

材料は古い布と藁。以前はトウモロコシの赤いひげを乾したものと古布を一緒に纏うて作ったが、近ごろは古布のみを用いる。

作り方。親指より少し大きい目の長さ八十糎位の布を、二つに折って纏う。次に藁一握り位を広げて布を包む。藁は布の端で折曲げて二重にし、全体を五個所ほど藁でしばる。端に腰にさげる為の紐をつける。こうして長さ三、四十糎、太さ五、六糎のカッコができる。

藁は雨に濡れても消えないために包み、しばる藁は風の強い時は固く、風のない時はゆるく、又消す時は特に固くする。

もっとも、近年は蚊取り線香を缶に入れて腰から吊り下げるよう

で、「カッコ」もやがてなくなるであろう。

一韓が「縊」の注で想起した「カコウ」は右の方言に見た「カッコ」とほぼ同じものではないだろうか。中国古代の「縊」には実態のなお不明な感じがするが。

ここで『日本国語大辞典』のもう一項を引用したい。

かっこ 火繩を長持ちさせるための道具。どういふものかは明らかでない。上杉家文書・年月日未詳・鉄砲一卷之事（大日本古文書二・九四五）「雨ふりに火繩きへ申時の為、又は久しく火をもち申候ために、かっこ申物をしたくいたし、一日火有」
之かためし被申事」

この「かっこ」が今述べてきた「かこう」「かっこ」と同じ物であることは明らかである。この文書の年月不明なのは残念であるが、「かっこ」の語形の古いことが知れる。

中世語「かかう」は右辞典に説くごとく古語「かかふ」に溯れば至る。『新撰字鏡』に「際、残帛也、也不礼加々布」とあり、『万葉集』巻五の貧窮問答歌にあるものである。

……海松のごとわわけさがれる可々布のみ肩にうち懸け……

ただし、『袖中抄』に見る「かかは」は「かかふ」の母音アによる同化の行なわれた形であろう。

頭昭云、つゞりさせてふきりくすなくとは、世俗にきりくすはつゞりさせかゝはひろはんとなくと云也。かゝはとは絹布のやれて何にすべくもなきを云也。其をばわらうづ作るに加へて作たればつよき也。かゝはわらうづと云、又足などを物にふみきりたるには其さいでのはしを繩の様になひて火を作て其疵

の口をあたくむるをばかゝは火打と云也。(第十四)

草鞋にぼる布を加えることは現代の農村でもしていた。もぐさの
ような用途については、私は知らない。

語形の変遷はこう考えられる。カカフ↓カカウ(ハ行転呼音)↓
カコウ、これにカカハを入れるとき、カカフ↓カカハ(母音ア順行
同化)↓カカワ↓カカウ↓カコウとなる。カカハ↓カカウの現象
は、イマハ↓マワ↓マウ↓モウなどがある。『四河入海』の例は東
福寺蔵写本も合音形で、この写本に開合の誤が多いので、合音形が
語源解釈の条件にはならないと大塚光信氏に御教えいただいた。

カコウ↓カッコは、促音の強調が入ったために、長音が短縮化さ
れたものである。

五 番ヲ折ル

法花寺に集まった善男善女は二、三千人、それがめいめい感動の
声を張り上げて経を誦むものだから、その喧騒たるや何が何やらさ
っぱりわからないほどだった。そこで願主の聖はこう思った。

十二時ニ番ヲフリテ不断ニヨマセム 百座法談

一日十二刻に番を割り当てて、断えず読経のあるようにしたので
ある。出典の『法花伝記』巻五には「分十二時、以定衆限」となっ
ている。

ところで、問題なのは、この「フリテ」がどういふことばである
かである。小林芳規編『法華百座聞書抄総索引』(武蔵野書院、昭
50)では、(居り)に収め、本文篇補注に次のように記している。

弟子トモ番ニカワリテ〔西方指南抄、中本七一〕。竹取物語

に「おもやの内には女ども番におりてまもらす」(古活字版十
行本四十四丁表)とあるのによると、「をりて」は「居りて」
の意か。或いは「番に(を)おりて」は当時の慣用語のような
用法か。

この『竹取物語』の例について、山田忠雄編『竹取物語総索引』
(武蔵野書院、昭33)は(下・降)の項に収め、諸注釈書も大体上
二段「下る」としている。但し、解釈にはかなり苦心の跡が見え、
女どもを番にいさせて守らせる。

阪倉篤義、日本古典文学大系
番人として、屋根などからおりて守らせる。

片桐洋一、日本古典文学全集
などとなっている。片桐氏の頭注に

『宇津保物語』楼の上の下巻に、「番を下りてさぶらはせたま
ふ(近衛の勤番をおりてお仕えする)」とある。『竹取物語』の
場合も「番に」は「番を」の誤写で、「築地や屋根の上の勤番
をおりて」の意であるかもしれない。

とあるこの『宇津保物語』の例は、河野多麻校註『日本古典文学大
系』(昭37)の本文では次の如くで、頭注がある。

さるべき年老いたる人大舎人の頭人ノ大ふる、コフルナドイ
フモノVども、五六人番ヲオリテ候はせ給フ。

頭注。然るべき老年の大舎人の頭で、大ふる小ふるといふ名の
者など五六人、宮中の勤番(「番」は順番に代り代り勤めるこ
と)を欠勤させて、京極の警護に当らせることになさる。異文
「ばんをくりて」ならば、舎人達を順番に、の意であるが、公
吏を公然と私用に使うことになるから、前者を採る。

異文に「はんをおり」「はんおゝり」「はんせゝり」のほかにも、「はんをくり」「はんせゝり」「はんせしり」があるようであるが、「はんをゝり」からの書写の誤りと考えられるから、「はんをゝり」を古態と見てよからう。「竹取物語」でも新井信之氏『竹取物語の研究 本文篇』（図書出版、昭19）によれば、有力写本の殆どは「おりて」であり、島原本に「をきて」とあるくらいである。但し、「女ともを」の「を」の有無がある。

中世の例に『増鏡』がある。日本古典文学大系によると、

△後宇多院はV御髪おろして後は、大かた、女房はつかうまつらず。男、番におりて、御臺などもまいらせ、よろづにつかうまつる。
(浦千鳥)

「侍臣たちが当番で」と頭注がある。この例と『竹取物語』とを引く『日本国語大辞典』は次のようにいう。

ばんに居(お)り。当番になる。また、当番を割り当てる。以上のように「番を下りて」「番に居りて」の二つの形と解釈があることがわかった。中世語の問題でないような印象になるので、これ以上諸注への批判に深入りしないこととする。

中世の用例として二三を追加し、この語句に対する私解に入らうと思う。

「番ををり」とする例が『宇津保物語』『百座法談』にあった。左の例も類例と見てよいだろう。

暮程ヨリ、俄ニ御番ヲ、リナハサレテ了。二日ツ、月ニ六ト、也

言国卿記、文明六年七月三十日

但し、「直ス」という複合語なので、この「ヲリ」が『宇津保物語』などと全同とはいえないが。さて、これらは他動詞と見て、

「当番を割当てる」「順番を定める」という意と見られる。割り当てるのは誰かという点、大殿・願主聖・朝廷であって、前二者は「候はず」「読ます」という使役態になっている。「番ををり」の形では、上二段自動詞「下る」とは解しがたいことになる。「欠勤させて」のような意味は『百座法談』に通じないばかりか、『宇津保物語』でも無理だろう。ラ変「居り」も自動詞であるから除外され、ラ行四段他動詞「折る」が浮び上がってくることになる。

瑞籬ホクラ无トモ守護神番ニラテ遥三期ニ龍花暎

言泉集、三帖之二

右は『安居院唱導集』上巻(角川書店、昭47)によった。この校訂本は語学的厳密さに不安があるが、私はまだ原本に当たっていない。「番ニラテ」は促音便の無表記と見るのが当然であろう。室町時代にも「ヲツテ」とするものがある。

徭ハ公事科役トテ番ニヲツテ公方カラ民ヲ使ゾ

古文真宝後集抄五下

促音便になるのはラ行四段「折る」しか考えられないだろう。

右の古文後抄は「番ニ」の例であるが、「公方カラ民ヲ」という形が続くので、他動詞的である。

次の例ではこの点が明瞭である。

阿監トテ宮女ノ奉行カ、三千人ノ内ヲ番ニヨリテ今夜ハ誰ノ御参リアレト十人ホトエラミ出ス也。

長恨歌抄内閣文庫本

清原宣賢自筆本は「三千人ノ内ヲ番ニ替テ」とあり、前後も変わっていて、整版は「バンニ替テ」とある。この自動詞「替テ」の読みが宣賢自筆本にも適用されるべきかはもっと調査すべきかと思われる。

サルホトニ梅花ハ二十四番ノ花信ノ中ニテ第一番也、二十四番トハ天下ノ花ヲ二十四番ニヨリテ一年中サキツ、ク者也、梅花ヨリ始テ楝花ニ終ルソ

中華若木詩抄卷之二 古活字十八行本 (清文堂、昭52)

右の例は龜井孝氏『語学資料としての中華若木詩抄(校本)』(清文堂、昭52)によつた。その校異の部によれば「サルホトニ」「者也」以外に異文はない。この例は「二十四番」とあつて「番」の意味が明確になる点、貴重である。(長恨歌抄、中華若木詩抄は鈴木博氏の御教示)「番ニヨリ」に見る他動詞的語性は、『竹取物語』の例を

(勅使は)女ども(を)番におりて守らす

このような構造と解することによつて、古代からのものと認めることができるように思われる。

しかし、これとは違った構造の例がある。既出の『増鏡』の例は使役者が主語ではない。「男(が)番におりて、御臺などもまいらせ」とあつて、当番に従う者が主語になっている。『言泉集』も同例である。

日本ニモ奉行カ番ニヨリテ一日ツ、公方へ物ヲ申スソ。是ト同ソ。 四河入海、三ノ一

夜接察・大蔵卿・予、番ニヨリ、ネスヲシ了。トサマモ同之。

言国卿記、文明六年八月二日「ネズ」は不審番。

更長湯——補云、不審也、漢書ニカワル長ト云事アリ、更ハカワル也、長ハ吏也、言、番ニヨリテ、カワリニクル者ノアブル湯カ十六所アル歟。 三昧詩抄上、京都大学本

『四河入海』の例は「轉對」の日本での事例について述べたもので、諸奉行が順番に従つて將軍に奏上するのであり、『三昧詩抄』の例(大塚光信氏御教示)は役職以外の例で珍しい、これらは番

に従う者の動作として「番ニヨリ」とあるので、すこぶる自動詞的に感ぜられる。そして、僅かの挙例の中ではあるが、この用法は中世に入つてから派生したものではないかと思われる。『史記抄』卷一には「番ヨリ」という名詞も見える。

以上のように用例を分析してみると、「上司が下司の当番を定める」という他動詞用法が基本であろう。音便形の存在という条件と合わせて、ラ行四段他動詞「折る」がこれに該当する。「番」はもとより漢語であるが、「折番」なる漢語は中国になさそうであるから翻訳語法ではないであろう。今までの挙例全て「ヨリテ」に漢字が宛てられていない。物語はともかく、『言泉集』とか抄物とかにも漢字が宛てられないのは興味深いことで、漢文体になじまないだけでなく、恐らく「ヨリテ」の発音を持つどの語とも結びつき難い意味だったからであろう。「折る」の一般用法とも離れているが、もとは「くぎりをつける」といった意味で用いられたものであろうか。時期を意味する名詞「折り」と深く関係があるだろう。

「番に」となった場合も、『竹取物語』などの他動詞用法が先と思われるので、「番を」からの転用と認められる。「順番・当番に定めて」という結果としての「に」であろう。そして、この用法を回転軸として、自動詞的用法を派生したのであろう。「順番・当番に従つて」となったのである。「折る」の自動詞用法としては「波が盛り上がったては崩れる」の意味があつた。直接の関係はないが、一往指摘しておく。

「折る」の漢字表記例は、実は一例見出している。

聞、内裏小番被折替、長資朝臣五番云々。今日参、公卿分配同被改云々。 看聞日記、応永二八年三月十五日

複合の他動詞で、しかも室町時代の例なので、これをふりかざして、平安前期からの全般を覆うわけにはいかない。しかし、平安時代の公卿日記などに同様の漢字表記例を見出す可能性を示唆してい

るとはいえよう。その時に、この語句の正解が得られるわけであるが、漢文になじまないらしい性質から、見出し難いかもしれない。

——一九七八・六・九——

(奈良教育大学教授)